

## 物品売買契約書案

沖縄県立中部病院長 玉城 和光（以下、「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）がこれを売買することについて、甲 及び 乙は下記の条項により契約を締結する。

**第1条** 納入期限、納入場所及び契約保証金額は次のとおりとする。

- (1) 納入期限 令和7年3月31日  
(2) 納入場所 沖縄県立中部病院  
(注)「取引きに係る消費税」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規程並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づいた金額である。  
(3) 契約保証金額 契約金額の100分10以上とする  
ただし、沖縄県病院事業局財務規程第133条第2項のいずれかに該当する場合は免除する)

**第2条** 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、物品の持ち込みと同時に納品書を提出しなければならない。

- 2 物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。  
3 納入のため持ち込んだ物品は、甲の承認を得なければ引取ることができない。

**第3条** 乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。

- 2 前項の場合は、甲は1回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。この代品納入又は手直しができたときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。

**第4条** 乙は、納入物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、当該納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを行わなければならない。

**第5条** 乙が、契約内容に適合しない場合の補償又は取り替えに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は乙の負担でこれをすることができます。このために乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

**第6条** 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

- 2** 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。  
**3** 甲は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第9条の違約金を免除することができる。

**第7条** 契約金額は検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

- 2** 第2条第2項の規定により、分割して納入したときは、既納分に対し分割支払ができる。

**第8条** 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は 同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたときは、契約を解除する。

**第9条** 乙が、納入期限までに物品の納入を終了しないときは遅滞日数に応じ未済部分の契約金額に対し、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

**第10条** この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第11条 甲は、必要があることと乙の契約の内容を変更することとによって、本契約の履行を中止することができる。

- 2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不適当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

**第12条** 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

**第13条** 乙はこの契約について契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示にしたがい乙の負担で施行するものとする。

**第14条** 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を遵守するものとし、もし疑義を生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本通2通を作成し双方記名押印して各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 沖縄県うるま市字宮里281番地  
沖縄県立中部病院  
院長 玉城 和光

(乙)

【物品明細】

No	製品名	規格番号等	数量
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			